

令和5年第1回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年2月28日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
東庁舎4階議場
3. 議 題
- (1) 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に資金助成を求める請願書
 - (2) 議案第10号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第11号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第12号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第25号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 議案第16号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について
 - (8) 議案第17号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について
 - (9) 議案第18号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
 - (10) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 齊藤智子委員長・小田川敦子副委員長
古澤由紀子委員・長谷川則夫委員
和田健一郎委員・徳本光香委員
岡田繁委員・岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|------|------|
| 紹介議員 | 徳本光香 |
| 参考人 | 根本敦子 |

参考人 成 田 治 美

市執行部

市 長	笠 井 喜久雄
福 祉 部 長	豊 田 智 美
健康子ども部長	佐 藤 覚
教 育 部 長	本 間 賢 一
教 育 部 参 事	宗 政 隆 雄
社会福祉課長	村 越 貴 之
障害福祉課長	鈴 木 智 子
高齢者福祉課長	竹 内 崇
子育て支援課長	相 馬 正 樹
保 育 課 長	片 桐 啓
健 康 課 長	松 岡 正 純
保険年金課長	榊 谷 君 子
教育総務課長	金 井 早 苗
生涯学習課長	寺 田 豊
文化センター長	高 花 宏 行

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局	議会事務局長	永 井 康 弘
	係 長	今 井 好 美
	主 任 主 事	石 井 治 夫

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、斉藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○斉藤智子委員長 皆さん、おはようございます。本日の委員会は、私たちの任期最後となる定例会に関わる審査となります。この2年間、教育福祉常任委員会の議事運営に御協力いただきまして、大変にありがとうございました。

本日は、午前中に請願1件、午後に当常任委員会に付託された議案8件の審査を行います。1日長丁場となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございました。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては斉藤委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○斉藤智子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、休憩中に室内の換気を行いますので御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に資金助成を求める請願書

○斉藤智子委員長 日程第1 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に資金助成を求める請願書についてを議題といたします。

請願第1号の参考人として、根本敦子さん、成田治美さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

初めに、紹介議員より請願の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分間までです。なお、請願者からの参考資料については、委員に既に配付済みのため、説明は不要です。

徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 紹介議員の徳本光香です。よろしくお願いいたします。

請願名は、加齢性難聴者の補聴器購入に資金助成を求める請願書です。

請願要旨は、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

補聴器の価格が片耳当たりおおむね15万円から30万円、この間、市民から聞いたものでは100万円を超えるものもありました。こういった状況で、保険適用がないために全額自己負担となっている、そういう問題があります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減されます。中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象は僅かで、約9割の人は自費で購入するため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けていると言わざるを得ません。一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成を行っているのみです。ただ、こちらも、どんどん広がっています。

耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、高齢者の社会参加、再雇用などの大きな障害ともなっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、下記事項を要請いたします。

請願事項、加齢による難聴者の補聴器購入に対する白井市の補助制度をつくってくださるよう白井市長に要請してください。

以上、請願します。

○齊藤智子委員長 それでは、参考人より補足説明などがございましたらお願いいたします。根本参考人。

○根本敦子参考人 今、趣旨説明がされましたけれども、この根拠は、日本老年医学学会雑誌というところで、加齢を伴う組織変化が始まり、聴力が低下し始めるのは30歳代からと考えられているそうです。Baltimore Longitudinal Study of Agingというところの追加調査では、聴力障害は、他の有力な危険因子から独立した認知性危険因子である可能性が示唆された。結果、難聴有病率は調査開始時、60歳から64歳までの群で32.5%ですが、年齢とともに難聴の有病率は上昇して、70歳から74歳の群では62.5%と年齢上昇とともに高くなって、これは本当に国民的な課題と再認識されたと報告されています。

また、厚労省が出している認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の人の数は2012年で約462万人、65歳以上の高齢者7人に1人と推計されます。正常と認知症の中間症状の軽度認知障害と推測される400万人を合わせると、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症の人またはその予備軍と言われています。2025年には認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の7人に1人から、5人に1人に上昇する結果が明らかになったそうです。厚労省の

新オレンジプランは、難聴が認知機能の低下リスクの一つとされ、補聴器の装用が認知症、認知機能の低下を防ぐ可能性を指摘しています。

難聴を放置した場合、認知症リスクが軽度で2倍、中等度で3倍、重度の難聴では5倍に増えるという結果も出ています。補聴器には、難聴予防だけでなく、認知症発症リスクを予防する働きもあります。

次に、日本老年医学会雑誌で報告されたものなんですけれども、その発生率を白井市の人口に当てはめて有病率を試算したところ、65歳以上の人口、高齢者、男性8,072人、女性9,505人、合わせて1万7,577人のうち、難聴有病率は男性は5,081人、女性は5,140人で、1万221人が難聴を発症すると言われています。これは全体の58%強です。

また、ヒアリングフレイルの資料を御覧ください。1ページに、聴力低下に伴って、作業記憶の低下、周囲とコミュニケーションが難しくなる、部屋に引き籠もる、聴力低下の自身の無自覚が顕著化しています。

3ページを読んでみてください。聴力低下の影響で、身体的機能、フレイルと勘違いされて、だんだんと介護状態に向かっていきます。ここでは認知症傾向と勘違いされると言っていますが、聴力低下は、高齢化社会に向けて、介護問題とつながる深刻な問題だということが書かれています。

次の資料なんですけれども、補聴器購入資金助成制度実施自治体というのが出されているんですが、ここの中では103自治体、2022年7月の調査なので鎌ヶ谷市とか港区は入っていないんですが、103自治体です。去年は鎌ヶ谷市、港区が参加しました。65歳以上の補聴器助成をやっている自治体は、その中で56自治体が補助助成を行っています。制限なしとか、制限なく全年齢のところは5自治体で、40歳以上が1自治体、50歳以上も1自治体、60歳以上も1自治体あります。大体が65歳以上の補助金を出しているところです。

次の資料は、地方議会、加齢性難聴者の補聴器購入助成を求める意見書の採択、2021年3月31日を見てください。この中で採択をしているところは6県議会です。市町村は166区市町議会が採択をしています。昨年、補聴器を行った港区でも、令和3年特別区議会議長会議で、国への要望を提出しています。ただ、国の補聴器購入の助成が進まないために、多くの自治体は各自治体で補助事業を実施しています。

日本と世界で広がる補聴器購入格差というのを見てください。これです。1ページでは、2050年までに60歳以上の4人に1人が難聴になる可能性があるかと警告しています。さらに、加齢による難聴人口の増加は、鬱、認知機能の低下、転倒リスクと関係すると報告されています。難聴とどう向き合うかは、高齢化社会を迎えるのには喫緊の課題です。

購入格差のところ、2ページの表を見てください。購入格差では、補聴器の所有率が、デンマークが55.4%、ドイツが41.1%です。日本は15.2%と、ヨーロッパと比べて大きな開きがあります。

次の3ページを御覧ください。補聴器購入が無償や助成を受けた割合は、他の国と比べて、日本は

圧倒的に低いのが分かります。ドイツは94%、デンマークは90%、日本は8%です。補聴器を使用しなくても費用負担が大きくて尻込みすることが推測されます。

5ページ目を見てください。補聴器……。〔「あと何分ですか」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 あと4分ぐらいです。

○根本敦子参考人 すみません、もうすぐ終わります。とにかく、ヨーロッパと非常に格差が広がっているということで、補聴器の購入対象は、軽度難聴以上から対象になっているところがほとんど多いということで、私の補足を終わらせていただきます。購入の資金助成をお願いします。

○齊藤智子委員長 成田参考人。

○成田治美参考人 ちょっとこういうところへ来て、話し方がお上手にできないんですけど、聞いてください。私は、印西市から、23年前にこちら、白井市に移りまして、ここが大変住みやすくて、子育ては間に合わなかったんですけど、ここへ住ませていただいています。

私の住んでいる清水口団地で、退職してから来たものですから、すぐに知り合いを集めて、阪神大震災直後だったんじゃないかな、そんなで何とかしてと、防災会を立ち上げまして、それで、毎日、防災パトロールをしたり、それから、小学生、清水口小学校の登下校の下校見守りを十二人でやってきました。

その十二人のお友達が、大体同じような年頃の仲間なので長い付き合いのうちに、そのうちの——泣いちゃわないように——6人ぐらいが、やはりほとんど耳が聞こえなくなっています。今でも会うとおしゃべりするんですけど、どうしても聞こえないということで話が合わないの、仲間に入り込めない。残りの6人のうちの3人は、今、もう既に施設に入ってどうしているかは分からない。それを考えたら泣きそうになっちゃうんですけど。

私自身が3歳のときから難聴です。中耳炎がもとなので、障害者も一番下の段階なんですけど、補聴器は支給されています。そういうこともあって、お友達に補聴器を買ったらと言うんですけど、高く買えないよと。「高く買えないよ。成田さんは買っているんだね。お金持ちだね」と言われるんですけど、それぐらい。そうすると、皆さん、集音器を買われるんですね。集音器をお部屋の中に置いて、耳に入れて、テレビを見たりはするんですけど、あるとき、お友達のうちへ遊びに行きましたら、集音器がもう使い物にならなくて、外に放り投げてある。そのときに、何とか補聴器を買えるような、そういうあれがあったらいいなと。

それで、知り合いの社保協の方に、補聴器って保険で買えないんですかと伺ったんですね。入れ歯は保険で入れられるし、白内障も保険で治せるし、何で同じ首から上なのに、耳に補聴器は保険が使えないんですかと。そしたら、補聴器にはまだ保険が使えない。そして、新聞を読んでいるうちに、少し助けていただいているところがたくさんあるんですね。本当に少しですね、補聴器は値段が高いので。そのことがあって、今回署名集めに、私もお手伝いすることにしました。時間がないと思います。署名集めている中のお一人、一番最初に署名した方が、まだ1年ぐらい前なんですけど、「成

田さん、補聴器を買うんだけど、お金はいつくれるの」と言われるくらい、皆さん待っています。何とかして……。

○齊藤智子委員長 成田さん、お時間が来たんですけど。

○成田治美参考人 そうですか。

○齊藤智子委員長 あと、簡潔に一言、どうぞ。

○成田治美参考人 終わります。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。すみません。

○成田治美参考人 いいですか。分かっていただけでしたか。

○齊藤智子委員長 以上で説明が終わりました。また、質疑の中で参考人からお話を伺う機会があると思います。

これから質疑を行います。発言の際は、挙手をし、委員長の指名を受けてから発言してください。

それでは、質疑はございますか。和田委員。

○和田健一郎委員 まず、先ほど成田参考人が、補聴器の重要性についてということで、御説明が時間の都合で十分ではなかったと思いますが、改めて参考人にお聞きします。補聴器がなぜ重要かといったところ、まだ言い残している重要な順でお聞きしたいなと思っております。

○成田治美参考人 耳が聞こえない人……。

○齊藤智子委員長 挙手をお願いします。成田参考人。

○成田治美参考人 どうしたらいいんですか。

○齊藤智子委員長 成田参考人、どうぞ。

○成田治美参考人 耳が聞こえないということは、両方の耳を塞いでみてください。「お父さん、あなた、起きる時間だよ」と言っても聞こえないです。今、一番心配なのは災害のとき、それで何も聞こえなかったら、怖い思いも、痛い思いも、命もなくす。補聴器がないと、私は3歳から19歳まで補聴器をやらなかったんです。19歳というと、昭和13年生まれですから、まだ30年になっていない、30年は過ぎていないか。そのときに父親に買ってもらったんですけど、こんな箱型、今の携帯電話ぐらいの大きさのを耳に当てて。そのとき初めて、親の言葉、親に叱られるということが声として入ってきた。それまで、音のない世界って、すごく怖いと思います。

それもありますし、認知症は聞こえないことから進むんじゃないか、そう思われませんか。会話をすることで脳が動く。人としゃべるために、今日はあの人にこんなことを言おうと思って頭の中に置いて持っていても、相手は聞いてくれるでしょうけど、その返事が聞こえない。本当に耳が聞こえないというのはどんなことかということは、御自分の耳で1回試してみてください。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 私も以前、大正生まれの祖父が、医療関係者の方の参考人はマニュアルでしたかね。そういう感じで、補聴器というのを昭和の時代だったんですけど、小さい頃見ていて、やってお

りました。ただ、当時の補聴器というのは技術がありまして、確かに高いお金がかかりましたが、結局、音量調整とかができずに、当時、骨伝導とかなかったものですから、結局、大枚をはたいたんですけど、通販でやっている、おっしゃったように集音器、たしか1万円しなかったかどうかだったんですけど、結局、そちらのほうでやっていたというところがありました。

なので、改めて、これだけ高いお金で買ったにもかかわらず使わなかったという事例が身内であったものですから、あえて、そういうところを、今、なぜ集音器ではいけなくて補聴器なのかということ、また補足でお聞きしたいなと思っています。

○齊藤智子委員長 成田参考人。

○成田治美参考人 集音器は、私は使ったことはないんです。どうも集音器をぶら下げて外を歩いている方は見ません。集音器はおうちの中でしか、うちの夫も買ったんですけど駄目でした。集音器は、外で会話ができないということは、先ほど言った6人のうち、耳が聞こえなくなった方は全部独り暮らしなんですけど、おうちにいて誰とも会話をしない。外へ出て皆さんと、付き合いが好きな方ばかりだったんじゃないかと思うんですけど、しゃべれないということが、実際そういう方たちに、おたくもおじいさんがそうだったとおっしゃいますけど、すごく親子の交流も半分ぐらいしか取れなかったと思います。私も聞こえないということで、補聴器は、地震が来ても何が来ても、補聴器はまず一番最初に耳に入る、そういう生活で絶対必要です。何言っているか、ちょっと分からなくなりましたけど。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 参考人にお尋ねします。

先ほど、補聴器は非常に高額でなかなか手が出ないというお話でしたけれども、この助成金ですけれど、どれぐらい出たらいいなと思っておりますでしょうか。

○齊藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 港区では13万7,000円出ているんですね。これは港区の中で見て回ったら、結構10万円台のものが多かったというところでは、区民が手が届くお金が必要なんじゃないかということで、港区はこの値段を出したみたいなんですけれども、私的には、これだけのお金を出していくというのは白井市では難しいと思うので、千代田区のやり方なんですけど、千代田区は5万円なんです。これは、障害者は補聴器補助の助成があるんですけど、それが5万円なんです。それで自己負担1割というところがあるので、私は、やはり両耳必要な人もいると思うので、5万円ぐらいの値段がちょうどいいのかなとは思っています。ただ、そこの自治体でこれは決めることだと思うので、私の希望としては、そこです、千代田区です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 これは執行部の方にお伺いしますが、今現在、補聴器が必要だと思われる方はど

れぐらいいらっしゃると思いますか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。現在、難聴者が何人いるかということにつきましては、耳が聞こえにくい、難聴者は、軽度難聴から中等度、それから高度、重度という形で段階分けされているんですが、障がいの関係で対象となっているのが、このうち高度難聴と重度難聴の方になります。今現在、2月24日現在ですが、難聴障害の身体障害者手帳を所持している方というのが123人、そのうち65歳以上の高齢者が83人となっております。そのうち約半数の方につきましては、補装具の一つである補聴器を申請しているという状況がございます。現在、障害の認定をお持ちの方ということになりますと、123名の方となります。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 たしか障害のある方は、今、白井市でも助成金を出していると思うんですけど、これはまた執行部の方にお伺いするんですけど、今まで加齢者に補聴器を買う助成金を出していなかった理由をお聞かせください。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 市としましては、加齢性難聴については、高齢者にとって一般的な身体機能の低下として捉えております。軽度・中等度の難聴への補聴器助成に関しましては、これまでも全国市長会の国への要請の中で、補装具費の支給制度で対応するように要請をしております。本市としても、全国一律で実施をすべきであると考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほど御説明の中に、老年医学会学会雑誌ですか、その様子とか、難聴の一般論というんでしょうか、学会の意見とかを述べていただいて、それは大変よく分かりました。

では、請願ですから、白井市の状況というのをどのように把握されて、そもそもこの請願に至った経緯、それをお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 古澤委員、お答えは参考人でよろしいですか。

○古澤由紀子委員 そうですね。まず、参考人に。

○齊藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 署名の提出をしているんですけども、このときは1,200だったと思うんですけど、今、1,600近く署名が集まっています。非常に高齢者の方の、高齢者だけでなく若い人も含めて、一緒に同居しているお孫さんまで含めて、これは絶対必要だという、家庭生活をする中で必要だという意見が、物すごく反応があります。

それで、先ほど話しました日本老年医学会雑誌の中でも、さっき言いましたけど、65歳以上の人たちの中で、平均では58%ぐらいの難聴者が多いと。その難聴者というのも、今、障害者の基準は、高度・重度障害というふうに言っていますけれども、軽度障害というのは、25から40デシベルの人たちは軽度障害というんですけれども、その人たちのレベルというのは、小さな声や雑音が入った段階では会話の聞き違いがあったり聞き取れないというぐらいの状況なんです。だから、会議など、こういう会議をする場所では、やはり聞こえないというのがあって、今、ヒアリンググループというのが、皆さん、議場についていると思うんですけれども、そこで補聴器を借りて会議をするとよく聞こえるという。だから、補聴器なしでは、こういう皆さんと同じような会議ができないというレベルが軽度なんです。この時点で補聴器が、聞き取りの改善をするためには補聴器が必要だということは、この学会で言っています。

やはり難聴というのは穏やかに進んでいくものなので、なかなか本人が気づきにくいというところがあって、それで、御家族のお孫さんなどが一緒に暮らしていると、テレビの音が大きくなったりとか、なかなかおばあちゃん、おじいちゃんと話ができなかつたりとかというのを家族が感じて、それで署名に参加してくれるというところが多いので、ぜひ、日常生活、家族だけじゃないと思うんです。やはり社会に出て、さっきフレイルというのも言ったんですけれども、その機能が衰えることによって社会参加ができなくなって、鬱傾向になって、認知症になっていく。または認知症と勘違いされて、それで、あまり積極的にアプローチされなくて、家の中に引き籠もって、足腰が弱って寝たきりになっていく。そういうような状況なので、あと、五感を大切にするというじゃないですか。目が見えて、匂いが嗅げて、耳が聞こえてという五感の中の1つが欠けるということは、特に耳というのは、目は目をつぶっちゃえば見えないんだけど、耳は寝ているときでも耳は聞こえて、それこそ災害のときという話があったけど、防災無線とかそういうのも聞き取れないということもありますので、やはり必要性というのは、日常生活に人が暮らしていくためには必要なものだと思います。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 私が伺ったのは、白井市民の生の声というんでしょうか、署名ということはまた別で、それを、参考人の方たちが署名をお願いして、声を聞きながら取ってきたということですか。〔「そうです」と言う者あり〕では、1,600人のところ、全部回ったということですかね。分かりました。

次の質疑もいいですか。あと何件かあります。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 加齢性難聴の方が補聴器を必要としていることは大変よく分かりました。ただ、補助ということになりますと、その必要性とか、それだけではないので何点かお聞きしますけれども、今、問題にしているのは聴力ですよ。そうすると、加齢性で悪くなっていくのは、目もありますし、それから口腔もありますし、いろいろあると思います。ここで聴力を特に取り上げた、ほかのものを

置いておいてというのは、どういう理由がありますか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 自分も端くれながら言語聴覚士というのをやらせていただいて、そういう聴力のことを学んだんですけど、今、聴力とおっしゃられて、すごく私も勘違いしやすいことなんですけど、聴力というと大きさの聞こえのことなんですけど、今回のものは聴覚ということで、そこが少し難しいところでして、先ほどの集音器で駄目だというのも、聴力を補うのが集音器なんですけど、ひずんでしまったり、ぼやけて聞こえてしまったり、ただ単に大きくするだけでは言葉が頭に入らないという、脳みそがどう音を認知するかという段階の話になりますので、そこが、ただ単に音量の問題ではないという難しさがあります。

先ほどの話でもあったように、やはり保険適用がないということが、ほかの目とか歯の問題、どれも本当に重要な器官なんですけど、海外ではそれがもう認識されていて、脳の衰えとか、ひいては体の衰え、あと、人間はコミュニケーションがないと生きていけないと思いますけど、そこを根本的に欠けさせるのに、聴覚の衰えが関係していると。ただ、そこに補助がないということが一番欠けている部分なので、今回は特にそこをターゲットにさせていただいたということです。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 では、補助額についてお伺いします。請願の趣旨の中には、15万円から30万円という例が出ています。先ほどの参考人の説明の中では、港区が13万7,000円、千代田区が5万円というところがありましたけれども、補助があれば買いやすくなるでしょうけれども、この額だと買えない方たちというのもいらっしゃると思います、高齢者で年金の所得が低い場合に。そういう場合とかを考えて、そこにまた差が生まれるということですが、それに関してはどうお考えですか。

○齊藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 私は今、言ったみたいに、幾らかと言われると、これぐらいだというふうにしかな答えられないんですけども、できれば、必要な人がみんな、お医者さんが必要だと言ったときにそこで買えるように自治体や国が補助してくれればすごくいいなと思っています。みんなが買えるように。

ただ、日本の場合は補聴器を、眼鏡屋さんでも売っているのを見たことがあると思うんです。日本は、魚屋さんでも売れるんです。日本のシステムというのは、そういうシステムなんです。だから、目は眼科で、歯は歯医者で、入れ歯は歯医者でとかという国のシステムの中で、補聴器だけはなぜか魚屋さんでも八百屋さんでも買えるというシステムにしているので、なかなか、かといって、だから、専門家でもなくても売れるんです。私たちが要望しているのは、港区もそうですし、それから、フレイルのところで紹介している豊島区のモデルというのがあるんですけども、買った後に、きちっとケアをしていくという、みんなが調整できるような、そういうのを自治体でサポートしているんです。だから、買える、買えないというのは、確かにそこで格差は出てくるかもしれないけれども、少しで

も多くの方がこの補助金を使って買えるようになった後に、各自治体でも補助していく、補助というサポートをしていって、やれるようになればいいなと思います。

本当に残念ながら、5万円ぐらいもらっても買えない人は出てくると思います。一番安い補聴器で5万円ぐらいかな。高いのになると100万円を超えるというところだから、なかなか底辺では買えない人も出てくるのかなという気持ちはありますけど、取りあえず、必要な人が買えればいいなと思っています。

○古澤由紀子委員 最後にいいですか。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 市のほうにお伺いします。先ほど、加齢性難聴は一般的な身体的機能の衰えとして捉えているという説明がありました。国への要請ということをおっしゃっていましたが、市のこのような補助の考え方として、国が一斉にどの市も同じように行うことを考えているということ、当然だと思います。このような補助に関しては、今まで、国の2分の1とか4分の1とか、そういう割合で補助がある例が多いというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○齊藤智子委員長 古澤委員にお尋ねします。今の御質問は。

○古澤由紀子委員 市です。

○齊藤智子委員長 市のほうで、今、補助をしている中度とか高度の国の予算の財源という。

○古澤由紀子委員 少し雑駁な質問ですけれども、障害の関係もあるでしょうし、いろいろあると思いますけれども、身体的な不自由さを克服する助けとして、補装具とかいろいろあると思いますけれども、それは白井市の単独の補助なのか、国の補助が入っているのか、そこをここで明確にしたいと思っています。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 補装具費の支給制度についてということで御説明させていただきますと、厚生労働省が示す購入基準額がありまして、この購入基準額に対して、購入基準額の1割負担で購入することができる、国の制度という形になります。

以上です。

○古澤由紀子委員 分かりました。国の補助が入っているわけですね。1割ですね。確認してください。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。すみません、その辺、もう一度確認でお願いいたします。

○竹内 崇高齢者福祉課長 法律の名前は、今、分からないんですが、国の制度という形になっております。

○古澤由紀子委員 そうですね。分かりました。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 耳が聞こえづらいのは年のせいだと思われているけど、その思い込みは払拭しなくてはいけない。新しく、考えを改めなくてはいけないというのは、私、個人的に思っているんです。それは、先ほどから請願者の方が説明されていたように、耳の聞こえが悪いことが与える影響、認知症とかそういったことに与える影響ということを鑑みると、老眼が、目が悪くなったら老眼鏡をかけるように、耳の聞こえは放っておかないで、早めに補聴器をつけるという習慣づけが大事だなと思っっているんです。

それで、今、この中の質疑を聞きながら、難聴という範囲がすごくぼやけていると思ったので、紹介議員は聴覚士の資格を持っていらっしゃるということなので、確認しながら整理したいと思うんですけど、まず、重度、高度の聞こえの悪さに関しては、国の身体障害の補助が出ますということですよ。では、生まれながらに耳が悪いとか、お子さんの成人する前、18歳までに耳の聞こえが悪くて補聴器を使うとなった場合は、これはその身障とはまた別に補助というのがあると思うんです。だから、そこも広げると。そうすると、成人してから、だんだん加齢の進める途中の加齢性の難聴で、かつ高度、重度にならない人たちが今回の助成対象ということで補助を提案されているという理解で、まずはよろしいですか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 そのとおりです。今、白井市でも、18歳以下の難聴児の人へは、もう補助が出ていますし、どの年代でも、障害の区分、高度、重度の人には出ていますので、そこから漏れている中でも、誰もがなる可能性のある加齢性の難聴で、障害区分よりは軽いという人向けということで結構です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。その中で、65歳を過ぎてから、がくんと聴力の衰えが、3倍だ、4倍だというふうに高確率で聴力の衰えが始まっていくということに対して、より補聴器の着用を進めてはどうかということだと思っんです。

そうなったときに、質疑の中でもありましたけれども、まずは、国のほうとして、補聴器が障がい者として対象にならない。だけど、軽度とか中度に当たるぐらいな聴力の悪さに対して、国が制度でも助成でも、実際何かやっているんでしょうか。そこは確認したいところなんですけど、請願者のほうでも執行部のほうでもお答えいただける方に答えていただきたいです。国として、どういった補助、もしくは予防をやっているのか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 まず、補助ということですが、今現時点ではない状態と認識しております。予防ということが、今、お話がありましたが、こちらについては把握はしていません。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。国のほうとしては積極的なことはやっていないということ

すけど、白井市としては、補助はやっていないというのはやり取りで分かりましたけれども、予防として、例えば聴力の検査であるとか、PR、補聴器を使ったらこういう効果がありますみたいな啓発的なこととか、何か取組は現時点でありますか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 検査等についても現時点ではやっておりません。予防の周知というお話があったんですが、現状として、認知症と難聴というのは、先ほどからお話があったように因果関係があるというような話はあるんですけども、補聴器が認知症に対して効果があるというエビデンスというのは今の時点ではまだ出ていなくて、そこまでの周知啓発等はしていない状況になります。以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今、おっしゃったエビデンスというのは、国が示しているという意味の根拠という意味ですか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そうですね。補聴器が認知症予防として効果があることについて、まだ国のほうでは研究段階というような話になっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。では、市としては積極的に、そういうエビデンスは国が示していないということで周知はできないけれども、加齢で進む聴力の衰えに関する取組というのは、請願者の方が実態として実感としてすごく不自由な不便な思いをしていることとすごく乖離があるような気がするんですけども、市のほうとしては、そういったことに関する何かするべきことというのはやっつけらっしゃるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 先ほどもお話をさせていただいたんですが、やはり全国一律でやっていくべきであるというふうに考えておまして、そのことも含めて、全国市長会を通じて、国に対し要請をやっていくという形になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 全国一律というのは、制度的なものだと思うんですけど、予防という観点ではどうでしょうか。周知啓発もそうですが。

○齊藤智子委員長 豊田福祉部長。

○豊田智美福祉部長 答えさせていただきます。今現在、難聴、フレイルの関係での特化したものというのは行っておりませんが、先ほど来から、難聴については、高齢による一般的な機能の低

下というふうに捉えておりますので、生活習慣とかいろいろな部分でフレイル予防を行っておりますので、その中で併せてやるという形で、今現在行っております。特化はしていませんけれども、全体的な生活の改善とかそういった視点での予防を行っている状況です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 実は、私の子どもが難聴で補聴器をつけているんです。分かったのは生まれてすぐというか、学校へ上がる前から分かっていたんですけど、その時点で30デシベル、両耳で何もつけない状態で30デシベルぐらいなときから補聴器をつけていて、なかなかつけたがらないから、装着するところからの訓練をして、聞くことに関しても聴能訓練をしたりとか、結構てこずっているんです。ですけど、その経験から、軽度と言われる25から40デシベルの範囲であっても補聴器というのは非常に重要だなというのは実感をしています。それが生活の中で老化でだんだんと衰えていった経過の中で、この軽度難聴の域になってきたときにも、同じように、高齢の方にも補聴器をつけるということは必要なことであるし、そういった意識の啓発も必要だと思うんです。

そういったことで、請願者の方々にお聞きしますけれども、今、白井市において、そういった意識の啓発であるとか、どういうふうに思っているらっしゃいますか。補助を求めるというのは、耳が悪くなってからの最終手段みたいなものですが、それ以前に関しての、今、市の取組に関してはどのような感想をお持ちでしょうか。

○齊藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 成人健診の中に、成人健診ですよ、慢性疾患の。あそこの中に聴力検査の項目を入れてほしいという要望、それがあればいいかなというのと、あと、このヒアリングフレイルの6ページに書いているんですけども、口腔ケアと同じように、やはり聴覚ケアも必要なんだと。難聴の早期発見と、治療から予防へ意識がシフトしていくように期待するというので、今、豊島区で豊島区モデルというのがありまして、みんなの聴脳力チェックというアプリがあるんです。あれは自分でアプリでやれるんですけども、そうすると、自分がどの程度聞こえないのか、聞こえているのかというのがチェックできるのもあるので、そういうのを豊島区では、区として皆さんに、こういうのを使って、早めに聴力検査、検査までいかなくとも早期発見に役立つようなそういうシステムをつくらせているので、私は白井市でも、今、フレイル予防で、口腔、口の中、それから、歩く、身体的なところとかをみんなでコミュニケーションを取っていくというようなことをやっていますけれども、その中に、保健福祉政策の中に聴力というのと一緒に入れながら、豊島区の例を見習って少しでも、それで、本当に、聴脳力アプリというのはすぐダウンロードして、自分でも検査できるし、そういうところでは役に立つのかなと思います。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。それでは、ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、紹介議員にお伺いしたいと思います。仮定の話になりますけれども、

令和5年1月末の65歳以上の人口が約1万7,500人、先ほど58%ぐらいの人が難聴者ではないかと言われてはいますが、全員の方が申請するとは限りませんので、そのうちの4分の1の4,375人、この方が2万円を補助申請したと仮定すると8,750万円、5万円にすると約2億円の財源が必要となります。その財源をどのように考えていますか、紹介議員にお伺いします。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 これは何市かに、実際に補聴器の補助をやっているところに数を聞いてみました。それで、残念と言えば残念なんですけど、思ったよりもそんなに数はいないということがあるので紹介します。例えば印西市ですと、2年前の7月に50件申請を受け付けるということで予算を組んだんですけど、それはあっという間に7月、8月でなくなってしまったそうなんですけど、それから月20件ほどの見積りで補正予算を組んだところ、残り7か月で、プラス72件の申請ということだったんです。今のところ、月20件いかないと言っています。それは2万円の補助の場合です。船橋市も2万円の補助です。平均80から90件、年間の申請があるそうなんです。

印西市と船橋市は2万円なので、5万円にした場合はもっと多いだろうという予想はつくんですけども、それで、5万円はどうかということですが、千代田区のほうでは5万円で9割負担、かなり印西市、船橋市よりは助かる制度なんですけど、これは今年度はまだ確定していませんが、昨年度、2022年度は年間39件、おとしは年間41件ということなので40件ほど、千代田区は白井市より人口も多いと思いますが、そういうことで100件いないということがあります。なので、あまり額に関係なく、年間40件から、始めて一番話題になったときでも、半年で120件ちょっとというところでした。

最後に、参考に港区が13万7,000円で一番多いです。非課税の人が13万7,000円です。課税、税金を払える方はその半額なんですけど、ここはさすがにかなり額が大きいので、最初200件を見込んだけど、400件の実績ということでした。このぐらい補助しても400件ということなので、あまり1,000件いったりするという規模にはなりづらいというのが私の予測です。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 その辺は分かりました。そうしますと、頂いた資料の中で、この制度をつくったんですけど、やめた自治体があります。そこの状況というのは分かりますか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 一覧表の中では、埼玉県朝霞市が令和3年度で補助を終了してしまっていて、ここにも聞いてみました。ここは平成27年度に3年の予定で、この補助を始めてみて、ただ、3年たった時点ではすごく需要があったので、3年延長して、さらに福祉の計画の中で必要性を検討するというので、また令和3年度中まで延長して、使った人にアンケートを取ったそうです。ただ、これは私はもう少し詳しく聞きたいところではあるんですけど、2万円ぐらいの補助だと、補助を使ったんですけど補助がなくても買ったという、つまり、補聴器が必要だと思っている人が70%以上いたりし

ています。それで、令和元年度から3年間、年間14件、12件、11件という感じで、かなり数が少なかったもので、そういったことで、検討とアンケートを取って終了したということはおっしゃっていました。ただ、先ほどの豊島区モデルのように、早期に見つけて、慣れていくことがどれだけ人生のために大事かというような周知の仕方ですとか、そういったことをどのくらい力を入れたかというのは聞けていないので、もしかしたら、やり方の影響もあるのではと私は思っています。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 今後、65歳以上の方がどんどん増える状況下にありますので、実際にやってみないところを先ほどおっしゃっていたんですけども、そういったことを含めて、どのように考えていますか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 実際やってみないと分からないとか、補助しても格差があるということはそうだと思うんですけど、私の見通しとしては、やはり国が動いていないから、必要性を認識した全国で少しずつでも訴えて包囲している状態と思っていて、ですから、最終目標は、みんなが保険適用で買えるというのを目標にしての一步と思っています。

白井市としては、幾らだとしても、まずやってみることと、それから、先ほどもあったように、さっきの聴脳力アプリというのは、聴く、聴覚の聴と、脳の脳なんです。能力の能ではなくて、脳みその脳なんですけど、そういうアプリも、私も入れてみましたが、こういうプリントで、ラジオの音を自分で大きくしている、テレビの音が家族から大きいと言われるとか、こういうチェックポイントなどもあるので、そういうものを生かしたり、市内の補聴器屋さんとかと連携するということを、港区とか千代田区は連携してアフターケアをできるようにしたり、そこのお店で買ったものだったら、きちんと補助をするというような、ケア付きの補助にしていたり、そういう工夫ができるので、ただ周知するというだけでなく、啓発と早期発見とアフターケアということをぜひセットにすることは必ず必要と思っています。必ず需要は増えていくということは目に見えていますので、これが医療費の抑制にもなるということで、市にもぜひ理解していただきたいと思っています。

○齊藤智子委員長 それでは、質疑の途中ですが、1時間を経過いたしましたので、休憩を取りたいと思います。再開は11時10分をお願いします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 紹介議員及び参考人に聞きたいと思っているのですが、一応、福祉というのは、原則としては持続可能なものが大事だと思っております。と申しますのは、私も含めて、今、40代、いわゆるダブルケアといいますけれども、親の介護、私の父も80歳を超えまして、まさに、さっき言った大正生まれの祖父や明治生まれの中で、老後というのはどういうものかというのは見てきた。さらには子育てということでやっております。さらに、御存じのように白井市は、あと20年後、つまり私たちの世代が高齢化するときに、高齢化のピークが、千葉県及び全国よりも平均が高くなるというのが予想できております。だからこそ、現状としてのこの二、三年ができればいいやというわけではなく、20年後、このものが持続可能なものなのかということをお聞きしたいと思います。さらに言えば、あと、税金ということでありましたら、現役世代は御存じのように、税金及び社会保険料の負担が47.5%ということで、昭和の世代の1970年代、今から50年前に比べると、もう2倍以上、その中で、親の介護及び子育ても、半分ぐらいが取られてしまった上で自腹でやるという非常に困窮した世代でございます。

そういうところで、高齢化とこれからの子育てという、私たちのまちの白井市というのは両方の目が、豊島区は出生率0.8で低くなっているというのは御存じと思いますが、その中で、この持続可能かどうかということをお聞きしたいと思います。

○斉藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 持続可能かどうかというのは、当然、持続可能化しなければいけないし、私たちの社会保障推進委員会でも、今、年金の問題でもそうですし、補聴器の問題でもそうですけど、今の高齢者ではなくて、これからの若い世代がきちっと医療が受けられるとか、きちんと福祉が受けられる、そういう社会にしなければいけないというのが、私たちの趣旨です。運動の主です。

3割自治と言われますけれども、この問題というのはすごく大きいと思うんです。自治体に対して、国がきちんとした補助金を出していない、地方交付税なんかがきちんとして出されていないという問題なんかも大きいし、国保なんかも、本来だったら国が負担しなくてはいけないところをどんどん削って、地方のそういうところに押しつけてくるというような、だから、これは持続可能なことをといたら、白井市単独だけでは、これはもう絶対に、財源が決められているのではないところがあるんです。国の制度そのもの、国のやり方自体そのものを変えていかなくてはいけない。自治体が自由にお金が使えてやれるような、そういうシステムに変えなければいけないんだけど、残念ながら、そうっていないところでは、今はそうだから、すぐ変わらないだろうから、白井市の中でどう持続可能にするのかということを見ると、やはり無駄をなくしていくというのが私は一番大きな問題だと思うんです。例えば、今、脱線しちゃうんですけど……。

○斉藤智子委員長 できるだけ質疑に沿ったお答えを。

○根本敦子参考人 本当に、無駄をしないような、例えば給食センターの問題を一つ出しても、少し大きいのを造り過ぎちゃって、だからねという、今、桜台ができるからいいだろうみたいなそういう

感じで、私たちのチェックの仕方がまだまだ甘いのかなと思います。もっと住民のために、例えばリフォームの助成制度なんかも、きちんと枠を決めてやっているじゃないですか。この枠を超えれば、来年にしてねみたいないな感じで、市民の方にも言っているから、私はもっと、この白井市の中で無駄を省くようなことをすれば、もっと持続可能な社会ができるんじゃないかと思っています。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 参考人の話で言いましたら、市としては、国に先駆けた制度で、いずれ廃止して国がやってくれるだろうというふうには受け取れるのですが、当趣旨としては、白井市に設けているもので、国に対しての要望というのが書いていないのですが、ここについての説明をお願いしたいと思います。

○齊藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 国に対しての要望というのは、また、それは国に対する要望という、運動として、私たち社会保障のところでも公的に、だから、うちの団体だけではなくて各市町村にも、ここに書いていますけど、市町村でも、国に対して要望を出しています。先ほどの市長会でもやっていますみたいな、なので、各ところが、いろいろな団体が国に対して、今、要望していると思うんです。どこの区でもやっているんだけど、それがなかなか国がうんと言わないので、取りあえず市で、各自治体でやってくれないかということなので、自治体に対しての要望なんです、国ではなくて。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 私のほうも、こちらで研究しているところでございます。SNSで見ただけなら、私もこの前、子育てだとかいろいろやっていた流山市の市長と面談して、お話としては、いろいろな福祉サービスを各自治体が大盤振る舞いのことをやって、結局、借金が膨らむだけでは自治体は疲弊してしまうということが大きくあります。無駄をなくしてということなんですけど、主観的に無駄といっても、20年後、30年後には、それが実は降りかかってくるというようなところもございます。いわゆる、いざというときに使うためのものまで、この数年使わなかったからというような主観というものもありまして、さらには、結局、削れば削るほど、地方経済が疲弊するという結果を生んで、雪かきのときに余剰人員がいなくなってしまったというような問題等もありました。

その中で、流山市だとかの事例は、市長が就任して20年間で、財政が全体で84%向上したというところが前提であったところでございます。そこで、これからの市政及び財政ということであれば、研究されている参考人だからこそ、重箱の隅をつつくつもりではございません。ただ、そこで財政を鑑みた上でのビジョンというところで、また、あえてお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 これは単純な話で、白井市に限ったことではないんですけど、ここに数万円投

資することと、それとセットで聴力検査をやってみたり、ケアを進めるということが、どれだけ今後、認知症でもないのに、聞こえづらくなったりして、聞き返すのがつらくなって、特に日本人はそうだと思うんですけど、私はたくさん会議とか、それこそ1,000人近く署名を取ってきて、話を実際聞いたんですけど、やはりおしゃべり好きな人も、みんな社会参加ができなくなると。それによつての、先ほど市のほうもおっしゃった体全体のフレイルにつながるというのはもう確実だと思うんです。外にも行かない、会話もしない、脳の刺激がなくなる。そして、人間関係が薄れていって、1人で家にいると。そうすると、確実に体力も脳の力も衰えてくると思うんです。

それによつて、介護とか、病院にかかる率、病気になる率というのは確実に増えると思っているので、やるか、やらないかでいったら、ここで啓発することで、お金は例えば2万円というふうにしたとしても、必要性が本当に分かれば、そこにお金を払う人も、払えるはずの人が、補助がなくてもやるという例がさっき朝霞市で出ていたように、やはり変わってくると思うんです。それで、会議に出たり、会合に出たり、おしゃべりしたりということが増えると、確実に、国も県も市も払う医療費とか介護のために補助するものとかが減ってくると思っているので、高齢化というのは止められない問題ですけど、よりどちらにお金をかけるのが効果があるかといつたら、やはり難聴を予防する、先に見つけて、社会に関わる人を減らさないということが、財政面でも絶対に効果があると私は思っています。

○和田健一郎委員 ありがとうございます。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今、お話を伺っていて、補助制度の継続可能なのか、白井市の介護保険の制度の持続可能なのかというところで考えてもいいのかと思いました。

あともう一つ、私が調べた限りでの話になりますけど、これは日本補聴器工業会というところが取った調査の報告書になるんですが、耳の聞こえが悪くなってから実際に補聴器を購入するまでの期間は平均5年間あるんだそうです。次の話は、私の身近にあった例なんですけど、70代になってから自他ともに耳が遠くなったという人がいて、その方に補聴器をそろそろ購入したらと勧めたときに、もう70歳で先行き幾つ生きるか分からないから、こんな大金、お金を使えないと言って、結局、ずっと使わずに、今、もう90代という感じなんですけど、そういったときに一つ後ろ盾が、お金がかかるといふところがネックになっていたというのが残念だったというのを、話を聞きながら思いました。

もう一つ、これは質問になるんですけど、先ほど、ヒアリングフレイルを予防する効果に補聴器はエビデンスとして市のほうでは思っていないというふうな答弁がありましたけど、私、実感としては、そうではないのではないかと、聴力を健康に維持しているというのは、知的な部分を維持していくことに効果がプラスであるのではないかと、これは実感してあるんですけど、その辺り、もう少し詳しい話がもし請願者のほうから紹介する事例などがあればお願いできますか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 まず、私は今、言語聴覚士として、お子さんたち、子どもたちの言葉の支援と
いうのをやっているんですけど、白井市も今、18歳未満の子の補聴器の購入助成をやっているとい
うのは、やはり言葉を獲得したり知識を蓄えたりという認知機能の発達に絶対に音が必要だとい
うことの大切さが、多分分かっているからだと思うんです。高齢になって、これが遮断されるとい
うのは認知機能の衰えを逆に、獲得するときに音が必要なように、衰えるときに音の情報がなくなると認知機
能が下がっていくというのは厚生労働省も認めているところで、お配りはしていないんですけれども、
認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）というのを厚生労働省が平成27年1月27日に出してい
る、資料2というのが実はここにありまして、ここにはっきりと、高血圧とか糖尿病とかと併せて、
難聴が認知症の危険因子であると書いてあるんです。ここに同時に、認知症の防御因子になる、抑え
られる要因として、運動、食事、余暇活動、社会参加、認知訓練、活発な精神活動と書いてあります。
これが認知症を抑えると。ここに、聞こえの問題というのは絶対関わっていると思いませんか。生活
参加、活発な精神活動、余暇活動、食事というようなときは、やはり人が絡んでくる、特に社会参加
というのは必ずそうだと思います。

聴力、聴覚を保障できれば、これが保てるけど、耳が聞こえなくなったら、小さい頃から聞こえな
い人はいろいろな手段をお持ちかもしれないけど、高齢になって難聴になった場合は社会参加が減る
というのは、素直に読めば誰でも想像できることだと思うので、これを逆に読み取れば、難聴が認知
症のリスクになる、それを防ぐ社会参加には難聴の予防が効果的であるという読み方ができると思っ
ていますので、先ほどエビデンスがないというのは、やらない理由にはなるかもしれないですけど、
本当に避けては通れない問題だと思っています。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう1点確認なんですけど、請願事項の中には、補助制度をつくってくださるよう白井市長
に要請してくださいというふうに書いてあります。ですけど、今までのやり取りの中で、白井市とし
て、まずはやってみることが大事というような発言もありましたから、この補助制度の中身というの
は特に限定するものではなく、何をやるかとか、幾ら使うかとか、そういったところは市のほうに委
ねる形で、とにかく聴力を、ヒアリングフレイルを予防するためのことを白井市として取り組んでほ
しいという受け止め方でもよろしいですか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 そういうことで結構です。根本参考人が言ったように、こちらとしては、紹介
した港区モデルが最高だと思っているんですけど、現実的に根拠が示されているものとしては、千代
田区の、障害者の人の支援にそろえる、所得制限もそれでそろえるというのが理屈としてかなって
いると思っていますし、あと、私としてはぜひと思うのは、市民の方々の声を聞いていても、高いから

片耳しか買えないという声、1個も買えない人も多いんですけど、片耳でも聞こえればいだろうと思われるかもしれないんですけど、やはり両方ということで、御存じでしょうが、奥行きとか質というのは全然違うので、両耳を補助できるということ、2つ2万円だと、1万円ということで現実的には絶対買えない、集音器とかというレベルになって、集音器がいっぱい散らばっているということになってしまうので、ぜひ両耳、少しでも買う補助になるということを視野に入れていただけるとうれしいと思っています。

でも、先ほどの実績なども参考にして、白井市で実現可能、制度として持続できそうで効果もあるだろうというような内容を、ぜひ真剣に検討していただけたらうれしいと思っています。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 一応、そもそもの件名が加齢性難聴者の補聴器購入に資金助成を求める請願書というタイトルになっていますので、なかなか、このタイトルからは、そもそもの趣旨としては大変に賛同いたしますが、ここで、意地悪な意味ではないのですが、先ほど言ったように、私の祖父も、生前のときに補聴器を両耳、確かに買ったんです。ただし調整がうまくいかず、びーびーいうので、結局合わなくて、通販の集音器で、結局、こっちのほうがいいやという形になったということが既にありました。

そこで、ただ、買ったものが宝の持ち腐れになっては、もちろんいけないと思うんです。その中で、この文章からでは読み取れないんですけど、まず、国の制度として、きちんとした的確なアドバイザーなりの人たちがカスタマイズした上で、オーダーのものを作れるかというところが抜けているように思えるんですが、この制度の重要性及び、これも含まれるということなんでしょうかという。そうすると、仮に含まれるんだとしたら、市でこれを制度としてやるというのはなかなか難しいのではないかなと思うんですが、そこについてのカスタマイズに関してお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 ヒアリングフレイルのところにも紹介していると思うんですけど、豊島区の例があるんですね。買ったはいいいけど調整がうまくいかない。だから、買うところが悪かったと言ったら悪いんですけど、きちんと聴覚士のいる専門店で買っていただかないと、眼鏡屋さんとか魚屋さんでは、そういう人はいませんで調整してもらえないんです。だから、きちっとそういう専門家がいらっしゃる、それからお医者さんがきちっと診断して、そういう専門家のいるお店で買うという条件で、なおかつ、本当に聞こえているかどうかというチェックができるという、今は豊島区モデル、港区も同じようなモデルですごく生かしていますけど、港区モデルがいいんだというふうに言っていますが、そういう工夫した自治体、補助をするにはきちんと専門のところに行きなさいということを条件につけながらのやっているところもありますので、白井市も、そういう条件が整うようにしていけばいいかなと思います。補助するに当たっては、魚屋で買っては駄目だよということは言わなければいけないかなと思います。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

この際、委員として質疑をしたいので、暫時、小田川副委員長と交代いたします。

○小田川敦子副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。
質疑のある方。

斎藤委員、質疑をどうぞ。

○齊藤智子委員 それでは、まず、執行部のほうにお尋ねします。

高齢者施策についてですが、限られた財源の中で、有効性、公平性などを考慮して、今後、優先順位をつけて、いろいろな高齢者施策を実施すべきと考えますけれども、今後、担当課として、この高齢者施策に、力を入れていきたいと考えている高齢者施策が何かありましたらお尋ねします。

○小田川敦子副委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、高齢者福祉課として、どのような施策に力を入れていくかということで御質問があったと認識しております。高齢者福祉課としましては、重点施策として、生活支援体制整備の関係ですとか、介護予防自主グループの支援というような形で実施をしています。このほかに外出を支援するような形の事業を今後展開する準備を進めているところになります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 斎藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、参考人に御質問します。

先ほど、署名活動をされたというお話がありました。私も市民の方から、こういう書面が来たという話も伺っておりまして、そこには呼びかけ団体ということで、社会保障推進白井市協議会、全日本年金者組合白井支部というふうに書かれておりました。参考人は、この2つの団体に所属をされているということでよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 はい、そうです。

○小田川敦子副委員長 斎藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、今回のこの請願は、この署名を呼びかけた団体としてではなく、個人として出されたという理由について何かございますか。

○小田川敦子副委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 私は、その団体の副代表というか代表をしまして、会議の中で、私と、それから成田さんが参考人として請願したほうがいいと、みんなが決まったので、個人としてというか、みんなの代表としてのつもりです。

○小田川敦子副委員長 斎藤委員。

○齊藤智子委員 分かりました。

この請願要旨の中に、後半の部分に、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けている

と言わざるを得ませんというふうに書かれておりました。ここの趣旨からは、この補助制度が創設されることで、高額な補聴器を購入することをためらっている、経済的に困難な高齢者に対して、購入しやすくするということが目的かとも読み取れるんですけども、その辺は、そうでよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 はい、そのとおりです。

○小田川敦子副委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 そうしますと、先ほどから質疑の中で出ていますように、加齢性難聴のために補聴器を自費で購入しようと、もともと考えていた方にとったら、この補助制度があればすごく助かる、ありがたい、うれしいというふうになると思います。一方で、低年金で生活に余裕がない高齢者の方が、片耳15万円から30万円する補聴器を1万円、2万円の補助があったとしても購入できないのではないかと考えるんですけども、先ほどの東京都の自治体が半額補助するとかというところでは、半額補助してもらえれば買えるという状況もあると思うんですけど、白井市の状況の中で、もし創設するとしても、金額はまだ何も提示はされていませんけれども、財政状況からいえば、なかなかそこまで破格の補助は見込めないと考えますので、その2万円、3万円の補助で本当に買えないという方が買えるとお考えでしょうか。

○小田川敦子副委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 これは私も一番悩んでいるところです。先ほども質問がありました。2万円で、買える人と買えない人がいるのではないかと。これに関しては、もう本当に、根本的には国が動いてくれないかという思いは、もちろんずっと持ち続けて、署名も地元でやってきたんですけど、市民の声としては、2万円であっても、署名をしたことで、もう白井市がやっていると思って、その申請をしようとした方もいらっしゃいます。この数万円でもということ、いきなり半額になるわけではないという趣旨の署名を集めていても、1万円でも2万円でもすごく助かるという声は、本当に実際に聞いていて、そうなんだと。でも、やはり根本は、1割負担にしたいという思いでやり続けていますが、まずはスタートはそこなんだという、求めている人は多いというのは、生の声で聞いていますし、先ほどから申しているように、早期発見と、この難聴のリスクと認知症予防というあたりが本当に周知されていくと、この制度は広がると思いますし、みんなが先ほどのように何千人も申請するぐらい理解が広まったときには、もう国もこの効果を認めざるを得なくなってくるのではないかとも思っていて、まず、一、二万円だから無駄だから、やらなくても買う人は買う、買わない人は買わないというふうには、市民の声からは感じていません。

○小田川敦子副委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 補聴器は、先ほどからも質疑が出ていますように、何ととっても、御本人の耳の状態に合った調整が、専門の病院や購入した店でうまくできているかいなかで、聞こえのよしあしが決まるというふうに、耳鼻科で仕事をしている関係者からも伺いました。

先ほど、導入している自治体の中で、令和3年度に終了してしまった朝霞市のお話が出ましたけど、私も朝霞市のこの状況について伺いました。先ほど紹介議員もおっしゃっていましたが、7年間この制度を導入して、年間10人から12人程度の申請はあったということなただけけれども、市がこの制度を利用した方に取ったアンケートの結果、例えば、友人とスムーズに会話ができるようになったというふうに答えた人がいた反面、その一方で、聞こえの状況はあまり変わらなかったという声もあったというお答えでした。市として制度の必要性などを考慮した結果、令和3年度で終了したという話を伺いました。

参考人は、これまで白井市の中で、白井市では制度がないですけど、補聴器を買われて使っている方もたくさんいらっしゃると思います。補聴器を購入された市民の聞こえの状況ですか、その辺はどのように把握されていますでしょうか。

○小田川敦子副委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 やはり署名を集めていて、補聴器の具合が悪いという人の声は何人か聞こえています。ちゃんと聞くと、補聴器を買ったのが眼鏡屋さんだったとかということが多くいんです。だから、私は、聴覚士がきちんといる専門のところを紹介します。そこに行ってくださいということで、その補聴器屋さんに行くと、そういう専門の人がいて、きちんと調整してくれる。補聴器がなぜ高いのかというと、耳に合うまでの間、調整をするのは無料なんです。一々、1回行けば幾らと取られるわけではない、無料で合うまで調整してくれるという、その値段が入っての値段なんですという説明をします、その方に。そうすると、そうなんだということで、じゃあ、行ってみるといふふうになるので、やはり知らない、買ったところによって全く、買えばすぐ合うんだみたいな、安易に眼鏡みたいにかけると見えるんだという感覚でいる方は何人かいますけど、きちっと調整して自分に合うところまで持っていくという。

ただ、残念ながら高齢者の方が多いので、これもまた脱線しちゃうんですけど、その補聴器屋さんに行くまでの足がなかなかなくて大変だという人もいますけど、でも、そういう説得をすると、じゃあ、やってみましょうというふうになりますね。

○斉藤智子委員 質疑を終わります。

○小田川敦子副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

○斉藤智子委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 紹介議員に質問します。

今、補聴器は買った後にフィッティング、調整が非常に重要であるというやり取りがありました。そのフィッティングの中でも、つけたときに雑音に慣れるというのが一番大切かと私は思うんです。それは家族として見ていたときの経験と、病院とのやり取りの結果なんですけど、つまり、何もつけない耳だと、脳が勝手に雑音を消して、そして必要な音だけが入るように調整しているんです。ノイ

ズキャンセリングを脳がしている。補聴器は、雑音も全部一律に音を上げるから、自動で脳が雑音だけ消すということができない。だから、それに慣れなくてはいけないというのも、補聴器に慣れるために必要な訓練の一つであると思うんですけれども、それは、こういった理解でよろしいですか。ただつけるだけではなく、慣れるということも実は大事だったということ、一応確認しておきたいんですけど、理解、よろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 徳本紹介議員。

○徳本光香紹介議員 私が学んだときの補聴器よりもっと進んでいるとは思いますが、慣れるのが大事だと思います。慣れるのもというよりも、ずっと放置しておくことで、音がぼやけた状態に慣れるように何十年もたってしまうと、明確な、若いときの、声がせつかく入ってきたときに、それがうるさく感じてしまうという、そのギャップに耐えられないし、異物感も、いろいろな形がありますけど、異物感とか操作とかいろいろなことで外してしまって、脱落というか、つけられないという方がいますので、やはり早くから、お子さんのときもそうですけど、早くから慣れていくのは大事ですし、雑音をどのぐらい消せるかという最新情報までは存じ上げないんですけど、いい補聴器を買いますと、高齢者だと、この人に合わせて、高い音が聞こえづらいから高い音を増幅させましょう、ただ、低い音はしっかり聞こえているからそれは下げましょうという感じで、本当にオーダーメイドもしてもらえるので、そういう意味では、慣れることとフィッティングの大切さというのは特にお知らせしたいと思っています。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時46分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、請願に関しては、請願事項に対して審議をされていると考えています。もう一つは、

加齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度、この創設を求めることに関しては、やはり国に対して行うのが妥当と考えています。先ほど質疑にあったように、市町村独自で実施している自治体もあり、その中で所得制限を設けたり、令和3年度で終了した自治体もあります。制度の創設を求める場合は、具体的な内容がないと審議できないという考え方がありますので、以上の理由から反対いたします。

○齊藤智子委員長 それでは、賛成討論の方はございますか。賛成討論の方はございませんか。

それでは、討論はないものと認め……、すみません。反対討論の方はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 審議というのが1時間半の中では、なかなか話し尽くせないことが十分にあるところではありますが、結論としては、すごく、この補聴の問題、私の身内でも現在でもやっているところになるんですが、ただ、この請願の文章としての件名及び請願事項という、そもそもの要請に関するところがありまして、反対の立場で討論させていただきます。

まず、先ほどの、そもそもの段階でございまして、やはり国に対して、一括の保険補助、その制度というものが必要になってくるところでございます。ただ、現状としましては、補聴器というのは参考人も述べていたとおり、眼鏡や、そういう保険制度だとか社会保障制度として明確にまだ決まっていないところがございます。これは自治体としての先駆けてというところもあるのですが、現状としまして、先例の自治体としては、豊島区などはいわゆる世界的企業が、企業の本社もあるような港区やそういったところの財源と考えれば、ゼロが2つ以上違うというような予算の中でございます。そういうところで、この自治体をももちろん研究した上で、国としての一括した制度がないと、どう補聴器を作ってやっていくのかという流れも明確にならなければ、この補助制度といったところではなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

さらに、2点目としましては、このエビデンスということで、何となくの感覚というのは分かるんですが、例えば、補聴器でやっていながら、この社会保険では現状ではない中ですが、健康的にどうプラスのものであり、さらに、2025年以降に高齢化がこれからさらに進みまして、2040年あたりがピークになります。それに向けて、具体策として、この費用として補聴器をやっていったほうが、社会保障として幾ら安くなるかという具体的数字といったところでのものがきちんと明確になる必要があるのではないかと考えております。

さらに、3点目としては、この福祉といった部類のものに関してですけれども、財政としては、もう地方自治体は、国もそうなんですが、3分の1以上ないしは、これからは半分以上の支出という形になります。どれもが必要な福祉である中ですが、全部をやろうとする、その中では自治体が疲弊してしまうという前提がございまして、その中で、流山市でも、この20年で財政が84%増えたというところでもございますが、ただ、そこでも全部はできないという形の状況です。楽観できないという形は申ししておりました。

そういうところで、白井市としての財源として、一般会計予算を含めて300億円ぐらいでございますが、さらに、この高齢化の問題としましては、少子化をどれぐらいのめどでやるかという、底なしの状況がございます。これがない限りは、要は、20年後に子どもたちがどのくらいになって、大人が何人になるかという想定がない中で、高齢社会、全世代に向けての福祉政策といったところがなかなか難しいという現状もございます。これは市としても、この財政として何とか、まず収益を増やしていく、支出ももちろん縮めるという御意見もあったんですが、これがない限りは、なかなか現状として、私たちの世代が老後になり、自分たちの子どもがさらに老後となっていくという、持続可能なといったところを見る中では少し不安なところがございます。

また、改めまして、この問題に関しては非常に重要なものということは私も認識している中でございますが、国に対してという、まず、この請願事項、繰り返しになりますが、やはりこれが第一条件ではないかと思ひまして、その書体関係で反対と言うのは大変恐縮でございますが、ただ、これは我々みんなの問題という中の一つであることは間違いございませんので、皆でこれは問題としては考えていきたいといったところのきっかけとして重要な部分ではないかということで、今回は反対という形の討論ですが、終わらせていただきたいと思ひます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 賛成の立場で討論をいたします。

今後の高齢化の進展を考えても、聴力に衰えを感じる方、対象者は増加していくというのは、もう周知の事実です。それを補うために、今現在、国は、障害者でない難聴者に関しての支援は何もなく、市としては全国一律の対応を取るというふうな答弁がありました。けれども、今回、これで補助制度をつくったとした仮定をして、その補助制度の持続可能が必要なのかどうかという以前に、介護保険制度を維持できるかどうかという視点のほうが私は重要かと思ひます。その根拠となるのに、耳の聞こえづらさが、精神状態であるとか認知症であるとかに影響するエビデンスというものが大切になってくると思ひます。それに関して紹介議員は、子どもに対する補聴器を推奨する、今の国の在り方を例として提示していただきましたけれども、WHOのほうも、こういうふうに推奨しているんです。子どもの場合は30デシベル、大人の場合は40デシベルの聴力を境として補聴器使用が適用することを推奨するというふうに、WHOが推奨しています。日本という限定的に見なくても、世界的にはこういう聴力のレベルが、大人であれば40デシベル以上、日本に当てはめれば、軽度の難聴から補聴器は有用ですというふうに言っていますので、やはり、これは根拠として十分かと思ひます。

次に、請願書のほうで、文面に関して文言がいろいろありましたけれども、白井市としてやってみることが大事ということは何度も確認しましたし、私もここには賛同します。そして、要請してくださいということですので、この請願が通って、要請した後の調査研究が大事だと思うんです。今回、

ヒアリングフレイルということの大事な示しを市民の方からいただきましたので、それに対して、市として何ができるかという動きをつけなければ、私はもったいないと思うんです。ですから、この要請をして、その結果、執行部のほうでは調査研究をして、予防も含めて、聴力に関して何か市としてできることはないかということを進めていただきたいと思います。

そして、財源のこととかを参考人に聞く場面とかもありましたけれども、紹介議員がいるといっても、やはりそこは、そこまで一般市民に聞くのはどうかと思いました。こういう思いを市のほうに提案して、それを受けて、市として何かプラスに動きができないかというところを、私としては大事に酌み取ってつなげたいと思いますので、そういったことから、この請願には賛成をしたいと思います。

○齊藤智子委員長 ほかに討論はございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 この請願に反対する討論をさせていただきます。

この請願事項そのものは、市民の方たちに大変プラスになることですので、反対する理由はどこにもありません。ただ、それを請願を受けて、意見書を出して、市が事業として行うというところには、財政的な負担というのが必ず出てきます。私は皆さんの御意見を聞いたり説明を聞いたりして、この問題は、保険適用になるようにしてくださいという請願であれば、それは、今日まだ検討していませんから確実ではありませんけれども、むしろ賛成できたかなと考えています。ですから、この問題は保険適用のほうに持っていくべきだと考えます。

ただ、ここで一つ、私が5期議員を務めさせていただいて、こういう請願、補助に関する請願などを伺ってきた、その集結として思っていることがございます。福祉の向上というのが、自治法にも憲法にもうたわれていますけれども、日本は自由主義経済の国でありまして、自由がある程度保障されております。その中で、自由を保障しながら、税金を取って、国家の運営とか市の運営をしているわけですが、私は既にその収支のバランスが日本は崩れつつあるのではないかと考えているところです。ですから、その事業そのもの、福祉の事業そのものは大変いいものであっても、そこで基準を設けて、その基準に沿って精査していくという作業が出てこざるを得ない。そう思いますと、今日の請願は、さっき課長がおっしゃっていたように、国家が全国に平等に施すべきものであるという見解が正しかろうと思ひ、この請願の採択に反対するものであります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された請願第1号は、採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立少数です。

したがって、当常任委員会に付託された請願第1号は、不採択とすべきものと決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分から議場で行います。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議の再開に先立ちまして、御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日の教育福祉常任委員会では、議案第10号から議案第12号、議案第15号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第16号から議案第18号、及び議案第25号の8議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、午前中に引き続きまして、議事等につきましては齊藤委員長をお願いいたします。

○齊藤智子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。

なお、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(2) 議案第10号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程第2 議案第10号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 議案第10号について質問を行います。今回の条例の一部改正によって、保育

園に関して安全計画の策定等を義務づけるということに変わります。この安全計画なんですけど、これは計画を立てた後の内容の確認であるとか、現場の確認であるとか、そういったことはどう変わっていくんでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、安全計画の策定後の確認についてお答えいたします。

初回の策定時は全ての園に提出を求めまして、国の計画例との相違などを確認してまいりたいと思います。その後は、この条例の基準の一つになるため、監査などで確認を行っていきます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

次の質問なんですけれども、改正の中には、自動車を運行する場合は園バスに乗る子どもたちの所在確認を義務づけるとも書かれています。今現在、白井市内の保育園でこの件の該当になる園はありますか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、園バス、自動車を運行する際の所在の確認の第7条の3の関係についてお答えいたします。

第7条の3は第1項で園外活動などでバスを使うときの点呼などの義務づけで、第2項で日常的に送迎に使うバスに対してブザー等の装置の設置の義務づけが規定されておまして、こちらの日常的な送迎でバスを運行している保育園は白井市にはございません。ただ、園外でバスを利用する園はございますので、そちらについては第1項の規定が適用されることとなります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この件は新しく取り入れられた安全確認義務ということなんですけれども、第2項に該当するところ、今は対象はないということですが、この先もし対象になるところがあれば、そこには漏れなくこういった義務づけに沿った乗車時、降車時の安全確認をするように、市としても確認できる体制になっているんでしょうか。後からやったときにこういうことを忘れていたというようなことがないのかなと心配したところです。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今後日常的にバスを利用するような園が出てきた場合ということでお答えいたします。

今回安全計画の中にもバスの送迎に関しての記載事項が入ってきますので、この条例に義務づけられたところと、安全計画の中にもそういった事項を盛り込む内容になっておりますので、監査のときにそういった部分を確認してまいりたいと。途中で送迎を始める園があったとしても、監査で確認を

してまいりたいと思います。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 同じく第7条の3第2項なんですけれども、バスじゃなくてワンボックスカー、ハイエースみたいな車を使っている園は実際車内置き去り防止ブザーを購入しているとのことなんですけれども、ネットで調べたんですが、大体料金を聞きますと2万5,000円から7万2,000円ぐらいするんですが、何か助成金等はつく予定はあるんでしょうか。

○斉藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今、白井市内で日常的にバスの送迎をやっている保育園がないもので、幼稚園に関して調べましたところ、同じ基準になろうかとは思いますが、18万円を基準に全額県のほうで補助される制度がございます。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 第13条のところで、この条文がなくなる意味を確認します。

○斉藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 第13条の削除につきましては、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があった親権者の懲戒権に係る民法第822条が削除されたことに伴い、懲戒権に係る規定を削除するものです。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 私はこれを最初に見たとき、人格を辱めるようなことや身体的苦痛を与える権限を濫用してはならないという条文がなくなるというのはどういう意味なんだろうとちょっと分かりませんで、苦痛を与えたり辱める権限自体がもともとないのだということで、条文の存在自体を消すという考え方でよろしいでしょうか。

○斉藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 そのとおりで、懲戒権の概念自体がなくなるので、それを使っている条文を削除するというものになります。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。

もう一つ、第10条なんですけれども、家庭的保育事業所等がほかの社会福祉施設等を併せて設置するときに、今までは保育に携わっている職員がこの2つの事業所の職員を兼ねてはいけないということだったのが兼ねることができるふうになるということで、ちょっと要件緩和で安全面など大丈夫なのかという心配があるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回職員の兼務と設備の共用をするため、それを緩和するための改正ですが、新旧対照表を見ていただきますと、第10条に「その行う保育に支障がない場合に限り」という一文が入っております。これは例えば職員の配置基準ですとか、児童1人当たりの面積というのをそれぞれの人数で満たすように、そういった保育に支障がない場合に限り認められるということになりますので、支障はないものと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 あともう一点だけ、第7条の3第1項についても、いろいろ車への置き去りの事件などもあったので、もう既に市内の事業者も策を講じているとは思いますが、こういった安全対策については今後市内でどう行われているか、どう把握する予定でしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらにつきましても、今回のこの基準というのは家庭的保育事業等が始めるときに子ども・子育て支援法に基づく確認をするんですけれども、そのときの基準というのは監査でも確認しなさいということになっております。ですので、この基準に盛り込まれたということは、監査においてその内容がきちんと履行されているかを確認しますので、そういったところで確認をしてまいりたいと思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第11号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程第3、議案第11号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第12号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程第4、議案第12号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 先ほど第10号で聞いたのと同じことをここの第12号でもお聞きします。この条例の自動車の運行の対象になる事業所が市内にあるのかということと、あと、安全計画の策定後の確認方法について伺います。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 現在、白井市内の学童保育所は市が委託をしている事業形態になっておりまして、市の実施事業ということになります。そこでバスの運行等を行っておりません。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 1か所、私立の学童がありますけれども、ここはこの対象にはならないんですか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 1か所やっているのは、市が委託している事業ではなくて、完全に民間の事業所という形になっております。そういった中で、市のほうからお願いといいますか、依頼することはできると思うんですけども、位置づけとしては市が学童保育所事業として委託ですとか補助を出している事業とは異なりますので、何かそういった部分の機会をつくってお願いはしてまいりたいと思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 第6条の2のところ、「安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない」とありますが、この必要な措置を講じた場合の財源はどうなるでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 安全計画に基づいて必要な措置を講じた場合の財源措置ということでお答えいたします。

まず、安全計画の概要なんですけれども、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において施設の設備等の安全点検や職員や児童に対する安全確保のための指導、研修などの取組についての年間スケジュールを立てることになります。これにつきましては、バスの送迎等、新たな項目は加わっていますけれども、その他、災害時のマニュアルの作成、避難訓練、防災訓練など、既に園で実施しているものも数多くございます。そういった中で恐らく新たな予算が発生するものとしては、バスのブザー等の装置の設置になりますが、補助金等の財源措置がされておりますので、そういった部分を活用することになると思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第25号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程第5、議案第25号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第25号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○齊藤智子委員長 日程第6、議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。

19ページをお開きください。3款民生費、19ページから20ページの下の老人福祉費の前まで、こちらの中で質疑ございますか。3款1項1目社会福祉総務費、2目障害福祉費、こちらで質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、先に進みます。20ページの3目老人福祉費、21ページの7目介護保険費、こちらのところでは特別会計への繰出に要する経費は除いたところで質疑をお願いいたします。22ページの2項児童福祉費の前まで、こちらの中で質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、先に進みます。22ページ、3款2項1目児童福祉総務費、23ページ、2目児童措置費、24ページの5目ひとり親福祉費、ここまでの範囲の中で質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、先に進みます。24ページ、4款1項2目予防費、25ページ、3目指導費、こちらの中で質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 4款1項2目は対象でよかったですか。

○齊藤智子委員長 4款1項2目予防費は対象です。

○小田川敦子副委員長 ありがとうございます。

24ページの4款1項2目にある2)感染症予防に要する経費、これが子宮頸がん等のワクチン接種助成費の減額補正ということになりますが、これは見込みに対してどれぐらい実績があってこの分減額になったのか、詳細をお示してください。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 答えいたします。

こちらの当初の見込みは200人でございましたが、直近での実績は9名となっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 9人掛ける1回分、接種9回というカウントでよろしいですか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 答えいたします。

打たれた方が9人ということで、実際の接種の回数につきましては22回となっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

何ページに戻りますか。

[「23ページ」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 では、23ページ、どうぞ。

○古澤由紀子委員 7) 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費が2,370万円減額になっております。24ページの一番上に、やはり子育て世帯のひとり親世帯分給付事業に要する経費、これも3,380万円減額になっております。結構な額ですので、減額理由を説明してください。

○齊藤智子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 減額理由についてお答えします。

さきの総括質疑のほうでも答弁させていただいているところですが、ひとり親世帯分及びひとり親世帯以外分につきましても、早急に給付金を届けるという趣旨の下、予算計上そして交付申請がスムーズに行くように、国において一定の積算方法が示されました。それによって、不確定要素、例えば課税情報がまだ確定していない中での積算、そして、家計急変家庭についての給付等もありまして、そういった不確定要素があるということで、国において一定の積算方法が示され、それに基づいて積算したんですけれども、実際にはそこまでの人数の給付がないということで、変更交付申請の時期がありましたので、それとともに減額をさせていただいております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 それでは、先に進みます。29ページをお開きください。9款教育費、29ページから30ページの学校事務費の前までの中で質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 30ページになります。13) 特別支援教育事業なんですが、こちらの減額の理由について伺います。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

特別支援教育事業の減額の理由ですが、年度当初に見積もった予算は給料の最高額で、報酬、いわゆる給料です、それから、職員手当等、期末手当です、共済費、社会保険料、雇用保険料、旅費、費用弁償を積算したもので、実際に雇用された介助員の時給額によって報酬や手当等が見積額よりも少なかった分が減額となっています。

また、今年度は事例として年度途中で退職者が出たため、新規者が入るまで一、二週間空きができました。その分の報酬がなくなった等の理由で減額となっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、先に進みます。30ページ、4目学校事務費、31ページ、9款3項3目学校建設費、9款4項1目社会教育総務費、こちらの中で質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 9款3項3目の中学校施設改修等事業費なんですけれども、これ柔剣道場改修工事なんです、今、中学校の授業で柔道はやっているんでしょうか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 中学校におきまして柔道部はあると伺っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 授業では行われていますか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

授業でも柔道または剣道等は行っております。ただ、コロナ禍ではありますので、感染対策を取った授業内容で進めているところが多くあります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 先に進みたいと思います。32ページ、9款4項5目文化センター費、9款5項1目保健体育総務費、3目学校給食費、それから、33ページの終わりまで、こちらの中で質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 32ページになります。2)学校給食センター運営に要する経費の中のマイナス244万円です。学校給食費第3子無償化補助金、これが減額になった理由をお願いします。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

第3子無償化の減額は、予算を積算する方法として、住民基本台帳で3番目以降の子の人数で積算をしました。しかし、申請段階において就学援助を受けていたり、3番目以降の子どもでも第1子や第2子が親の扶養となっていない、3番目以降の子であっても対象とならないケースなどがあるため、予算時よりも実際は減少したことによるものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 歳出全般で何か質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 戻って質問してもいいということですか。

○齊藤智子委員長 はい。

○小田川敦子副委員長 ありがとうございます。

まず、25ページの衛生費のところです。25ページの7) 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費のPCR検査分なんですけれども、400万円減額ということですが、記憶違いだったら申し訳ないです、これを予算取りするときに、既にPCRの検査キットを確保して予算要求をしたというような記憶がありましたので、これを減額するに当たってそのものはどうなったのか。全部返しちゃったのか、買取部分もあったのか、そこを確認したいと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

抗原検査キットの御質問かと思いますが、こちらについては購入をしております、それは今も在庫は保管をさせていただいております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 在庫があるということですが、ちなみに何回分在庫があるんでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

600回分の在庫を今持っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 続いて、30ページになります。9款教育費の1項教育総務費の16) 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）ということで、繰越明許費にもなっているんですが、約2,000万円の額です。お聞きしたいのが、コロナも5月から5類になるというところもありまして、この時期にこれだけ感染症対策の何を購入するのかというのを教えていただきたいなと思います。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

購入するものについてですが、大きく2つあります。1つが、需用費として消耗品費になります。これは児童・生徒の手や机等の消毒用としてのアルコール、それから、給食等に使用する手袋、拭き取りに使用するペーパー、それから、啓発活動等に使用する用紙などとなります。

それから、もう1つが備品として購入するものとなります。これは新型コロナウイルス対策用の備品として、教室等の換気類で空気清浄機やサーキュレーター、HEPAフィルター付き清浄機、CO₂モニター、網戸の設置等の備品購入に充てられることとなります。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 消耗品費のほうですが、5類になり、対応に関してはかなり緩和されると現場は思われるんですけども、それでも消毒等に関しては継続して学校の中では行っていくという理解でよろしいですか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。

4月に新たにまた文科省、厚生労働省のほうから文書等が来るかと思います。それらを加味して、基本的にはこれまでの消毒の体制を維持していくという方向で進めていくことになると思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩をいたします。

再開は2時20分。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳出のところで質疑をいただいておりますが、質疑ございますか。

松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 先ほど小田川委員から御質問をいただきました、25ページの4款1項2目、事業番号7番の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、PCR検査につきまして、私こちらの答弁については抗原検査キットの在庫数と誤って解釈をしてお答えをしてしまいましたので、訂正をさせていただきます。委員からの質問の意図は、PCR検査の検査容器の在庫についてのお尋ねだったと思います。検査容器の在庫は、当時は大量に用意をさせていただいたわけなんですけど、購入をしたわけではなくて預かる形で市で保有をしておりました。現在はそれをお返ししておりますので、市に

は、今、手持ちはございません。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。

ただいま歳出のところ、3款民生費、4款1項2目予防費、4款1項3目指導費、9款教育費の中で、何か質疑が漏れた方いらっしゃったら。

和田委員。

○和田健一郎委員 一応確認としまして、25ページの指導費、母子健康事業を含めてなんですけれども、この減額、妊婦・乳児健康診査委託料というのは、これに関してはたしか予想よりも出生数が少なかったというところあるんですが、この中で検査を控えていただとか、そういうものの率というのはございますか。そもそもの出生数が減っていたということは理解しているのですが、その中で、昨今の事情により検査自体を控えてしまったというような、前年比でその率が増えたかどうかを把握していたら教えていただければと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

検査を控えたような現象が起きていたかどうかということなんですが、12月末現在までの受診状況の数から令和4年度1年間の推計を出してみましたところ、妊婦健診については令和3年度は3,272件でした。令和4年度の推計は3,583件ですので、令和3年度のほうが控えというような現象は起きていたのかなというふうに推察しておりまして、令和4年度は若干昨年度よりかは持ち直しつつあるというふうに推察をしております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

それでは、歳出は終わりで、歳入のほうに移ります。

13ページをお開きください。13款分担金及び負担金、15款国庫支出金、15款1項の国庫負担金、それから、15款2項2目民生費国庫補助金、13ページのところまでで質疑はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次の14ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金、15款2項5目教育費国庫補助金、16款1項の県負担金、16款2項1目民生費県補助金、16款2項6目教育費県補助金、そこまでの中で質疑ございますか。14ページ、大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 続きまして、15ページ、21款4項雑入、会計年度任用職員等雇用保険負担金、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次に参ります。7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正です。3款1項介護保険事務に要する経費（地域介護・福祉空間整備等補助金）、3款2項原油価格・物価高騰対応に要する経費（出産育児応援給付金）、3款2項原油価格・物価高騰対応に要する経費（高校生等医療費助成）、9款1項感染症流行下における学校教育活動体制整備事業、それから、9款3項の中学校施設改修等事業（白井中学校・大山口中学校・南山中学校柔剣道場改修工事監理委託及び改修工事）、9款5項の学校給食センター運営に要する経費（賄材料費高騰分）、9款5項桜台小中学校給食運営に要する経費（賄材料費高騰分）、こちらの7ページの中で質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 繰越明許費に関しては、議場で一度説明を受けているんですが、もう一度確認の意味でお聞きしたいところがあります。9款の教育費の中の中学校費なんですけれども、これに関しては予算を前倒して実施するということでの補正になっていました。この辺りをもう少し詳細に説明していただけたらと思います。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 それでは、お答えいたします。

国の令和4年度第2次補正予算としまして、学校施設環境改善交付金の予算が計上されたことに伴い、市が令和5年度に実施を予定していた事業が交付決定されましたことから、事業を前倒しという形で予算を計上させていただいております。ただ、工事費と工事監理委託料につきましては全額令和5年度に繰越明許をして工事を進めていくという形になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 その前倒しになったというのがこの補正の中に入っている歳入の教育費国庫補助金の610万2,000円というのですか。確認させてください。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 委員おっしゃるとおりです。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 令和5年度になってから繰越明許の金額が地方債と一緒に組んでいて、大きい額なんですけれども、追加で5年度になってからも国からの交付金というのは入ってくるんですか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 今回補正予算を上げさせていただいておりますが、令和4年度には工事を行いませんで、令和5年度に実施いたしますので、歳入の国の補助金のほうも令和5年度の歳入という形で考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

最後に確認ですけれども、この3項の改修工事に係る国からの収入に該当するのは600万円以上入ってくる、5年度になってからということですか。そのまま露骨に聞いちゃいましたけれども、ちょっとそこがしっかり確認したいところです。

○斉藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 予算としては610万円程度計上させていただいておりますが、工事を行いまして、実績報告を上げた上で金額が確定してきますので、確実にこの金額以上であるとか以下であるということは現段階では申し上げられないかなと思います。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○斉藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで席替えになります。特別会計に入る前に、執行部の席替えがありますので、委員の皆様はそのままお待ちください。

(7) 議案第16号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について

○斉藤智子委員長 それでは、日程第7、議案第16号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について、9ページをお開きください。9ページから10ページが歳出になっております。こちらの中で質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 9ページの2款保険給付費について伺います。葬祭費が令和4年度支給見込

みを増額したということですが、この増額した理由、見込みが増えた理由について伺います。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 葬祭費が増えた理由ですが、特段これということがなく、例年以上の葬祭費の請求があったことによって支給が増えたというものです。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、歳入について質疑を行います。7ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税から、8ページ、6款1項1目一般被保険者等延滞金までの範囲の中で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 8ページの諸収入の税延滞金が2,300万円以上というのも、これも給与などを照会できるようになったためにこれを徴収したということなんでしょうか。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 1款の国民健康保険税の滞納分の増額に伴い、徴収が上がったことにより、延滞金も増えたものによるものです。収税課で行っておりますので、やはり回答は同じになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

(8) 議案第17号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について

○齊藤智子委員長 日程第8、議案第17号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予

算（第3号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、まず歳出について、9ページをお開きください。1款総務費、9ページの範囲の中で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、10ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、こちらの中で質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、10ページの2款2項介護予防サービス等諸費、11ページの終わりまで、2款5項1目、ここまでの中で質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、12ページ、2款6項1目、4款1項1目、13ページ、4款3項1目、2目、13ページの最後までで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、次に歳入について質疑を行います。7ページをお開きください。3款国庫支出金から、8ページ、9款繰越金まで、こちらの中で質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 3款2項2目と、それから4款1項2目のところで、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、4款も同じですけれども、892万9,000円と1,205万4,000円減額になっております。恐らくこれの対象事業が当初予算のときよりも少なかったからだと思いますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 議員おっしゃるとおり、当初予算よりも歳出が減額したことによって減少しているものとなります。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 なぜ減少したか、そこが分かれば。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、地域支援事業交付金になりますが、こちらについては基本的には歳出4款の事業になりますが、利用実績自体が減少している。例えば、先日もお話があったところなんですけど、コロナ禍によって利用控えがあった可能性がある事業がありまして減額になっている部分がございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 トータルで1億9,321万3,000円減額しているんですけども、今日の新聞を見ますと、「介護保険料、5年度最高」ということで、高齢化の進行により介護サービスの利用者が増加により過去最高の更新が続いているという記事が出ておりました。これは矛盾しているんじゃないかなと思うんですけども、理由は何でしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 すみません、確認なんですけれども、介護保険料が値上がりしているという記事があったということでしょうか。

○岡田 繁委員 そうです。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 介護保険料につきましては3年に1回保険料の見直しをしております、現時点では白井市については昨年度から、令和3年度から4,600円の基準額という形で今変わっていない状況になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 すみません、いまいち理解できないんですけども、マイナス1億9,300万円減額されているのに、なぜ保険料が高くなってきているのか。一般的にですよ。白井は3年間というのは、75歳以上の方に関してですよ、たしか。違いましたっけ。65歳以上の方に関しては3年間白井で据置きだということなんですけれども、全体的に見て、保険料が増加しているのになぜ白井はそんな1億9,300万円も減額されるのか、その部分です。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えさせていただきます。

保険給付費が上昇しているという話でお答えをさせていただきますと、基本的に予算を積算する際に、例年過去の実績等を基に予算計上しております。この予算については微増なり、量的には上がっている予算計上という形にはなっております。ただ、今回年度末に近づいて、実績を基に積算をした際、金額的にそこまでの伸びはなかった実績がございましたので、当初予算、実際には40億円程度、もう少しあるんですが、40億円に関する部分の2億円の減額、全体で言うとそういった形で減額をさせていただいていると。割合的には全体から見ると少額、ただ、金額的には2億円という形で大きく見えるというような状況になっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですけれども、減額補正する割合がその項目の全体に対して、金額的には何億円というすごく大きい額ではあるけれども、パーセンテージにすると4%とか4.5%とかの割合なのでというお答えだったんですが、それでもやはり金額で見るときは高額だという視点で考えたいんです。つまり、その部分で見たときには4%というのがたとえ想定内であっても、そこを2%に見積もれば全体予算がもう少し抑えられたんじゃないかという考え方もできるので、その辺りの想定内の割合についての考え方というのは、戻ってくる金額の大きさから考えたら少しどうなんだろうと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 歳出の関係になってしまうかと思いますが、例えば、今回減額補正が一番多かった部分としましては、2款1項2目の01事業、施設介護サービス給付に要する経費、ここが5,283万4,000円の減額となっております。当初予算の計上で言いますと12億2,990万5,000円の予算計上、減額率で言うと当初予算から4.39%、この割合というのが一月当たりで言いますと約半月分というような減額の数字になります。これ自体がもともと当初想定をしていたものに対して、利用者さん、介護の認定を持っている人がサービスを使った場合に発生する費用という形になります。その部分の見込みというのは、実際には過去の実績を基に積算をして、基本的にはできるだけ余らない、この範囲で収まる、予算どおりにいくように想定はしているものではあるんですけれども、どうしても金額の誤差が出てしまっているというのが現状となっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 説明としてはそうなんだとは思いますが、ただ、手元に保険給付費と、それから地域支援事業費の過去4年分かな、令和4年度分も含めて、推移を数字で抜粋しているんです。それに横並びで基金の積立ても、戻ってきたお金と基金の積立ての金額を合わせて見たときに、保険給付費とか地域支援事業費は最終的に減額補正しているんだけど、その分と言っちゃあられだけでも、基金がごとに入っているというふうな印象もあるんです。なので、適正に予算をしているのかなと、基金の積増率がちょっと多いのではないかなという印象もあったんですけれども、その点に関してはいかがですか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 基金につきましては実際3年に1回介護保険事業計画を策定しております。基本的に基金を取崩しをした上で3年間の給付自体が適正に行われるような積算をしております。その中で、原則としまして、計画策定の1年目については基金を積む、2年目については基本的

にはプラスマイナスゼロ、その後3年目については1年目に積み増したものを取り崩すようなイメージがございます。ただ、実績に基づいて実施をしますので、そのとおりにはない部分も出てくるかとは思いますが。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり可決されました。

(9) 議案第18号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

○齊藤智子委員長 日程第9、議案第18号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出についてです。8ページ、歳出全般について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、歳入について質疑を行います。7ページの歳入全般で質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

(10) 閉会中の継続調査について

○齊藤智子委員長 日程第10 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○齊藤智子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時52分